

第1章 目的と位置付け

1-1 計画策定の目的

- 札幌の景観形成の総合的な指針として、理念や目標、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組等を定める。
- この計画を市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進する。

1-2 位置付け

- 旧基本計画と旧景観計画を統合し、新たに「札幌市景観計画」として策定
- 札幌市まちづくり戦略ビジョンを上位計画とし、そのうち景観形成に関する事項について、他の分野別計画等とも整合を保ちながら定める。

1-3 計画の前提

- 計画期間
 - 平成 47 年（2035 年）までのおおむね 20 年間
- 対象区域
 - 札幌市の行政区域全域（景観法に基づく景観計画区域）

1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題

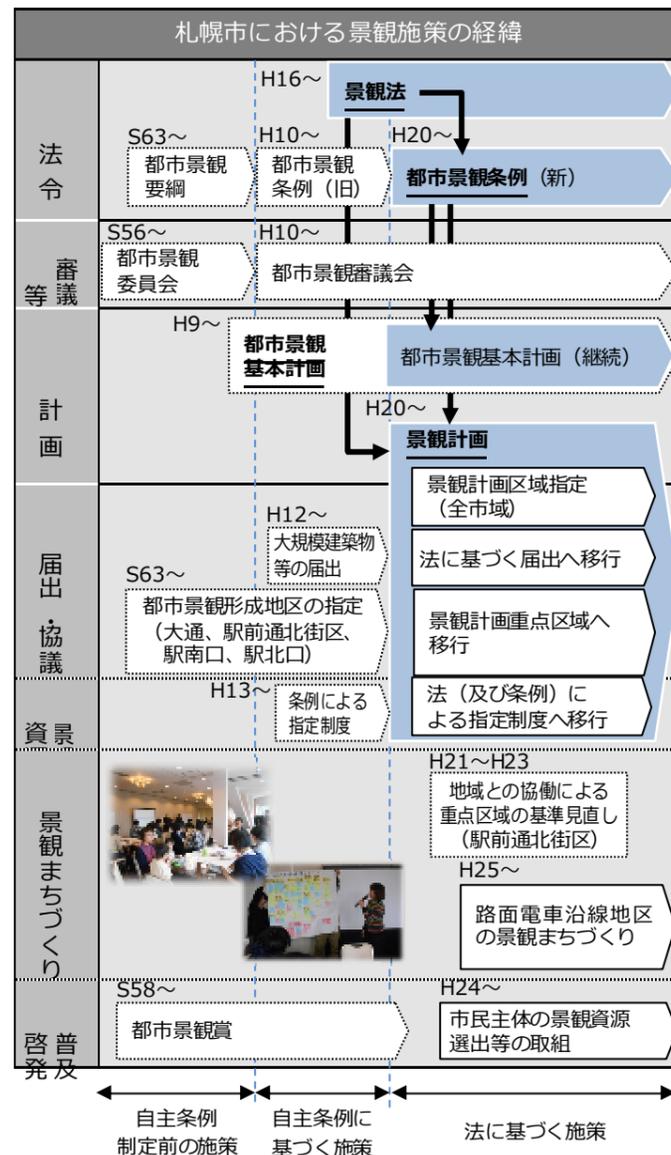
- 景観施策の経緯・現状（右表参照）
- これからの景観施策の主要課題

これまでの景観施策

都市が拡大成長する中で、**受動的・保存的**に都市景観の秩序を守る施策

これからの景観施策

成熟した都市において、景観を構成する要素を幅広くとらえ、**能動的・創造的**に都市の魅力・活力を向上させるための施策



第2章 札幌の景観特性

2-1 自然

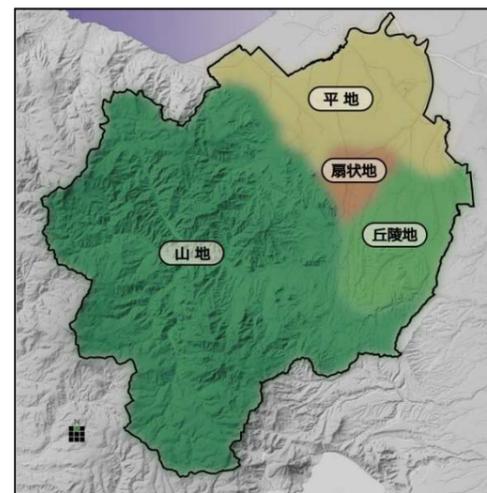
- (1) 位置と気候、(2) 地形、(3) 植生等、(4) 公園緑地等、(5) 水辺・河川 の各項目について景観特性を整理

2-2 都市

- (1) これまでの都市づくりと街並みの特徴、(2) 道路等の各項目について景観特性を整理

2-3 人(暮らし)

- (1) 札幌の歴史と人の気質、(2) 文化・ライフスタイル、(3) 都市機能・産業 の各項目について景観特性を整理



札幌の地形概念図

第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢

3-1 理念

北の**自然**・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる

3-2 目標

- 札幌固有の景観特性と街の成り立ちを尊重し、秩序と調和のある景観づくり
- 地域の個性が際立ち、多彩な輝きを放つ景観づくり
- 多様な主体がつながり、持続的に取組を重ねる景観づくり

3-3 基本姿勢

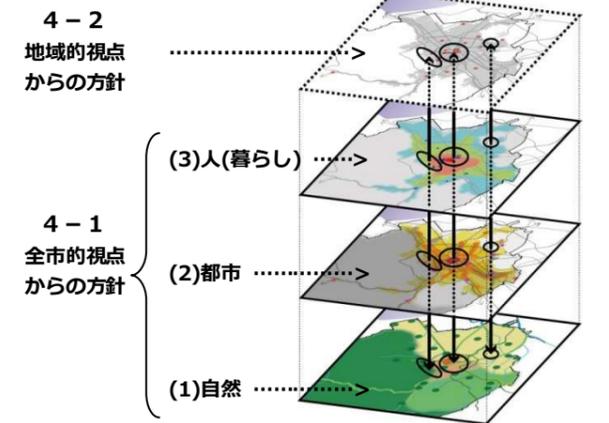
- | | |
|----------------|-----------------|
| ア 自然を守り、生かす | 工 地域の個性を見だし、伸ばす |
| イ 歴史を踏まえ、受け継ぐ | オ みんなが取り組み、広げる |
| ウ 札幌の「顔」を創り、磨く | カ 市は率先し、支える |

第4章 良好な景観の形成に関する方針

4-1 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

…<全市的視点からの方針>

- 自然**～自然的特性を踏まえた景観形成の方針
 - 「気候等」、「地形」、「水とみどり」の区分ごとに景観形成の方針を定める。
- 都市**～市街地等の特性を踏まえた景観形成の方針
 - 都市計画マスタープランの市街地等の区分に基づき、それぞれの特性を踏まえた方針を定める。
- 人(暮らし)**
 - ～歴史・文化・暮らしの特性を踏まえた景観形成の方針
 - 「歴史」、「文化・暮らし」の区分ごとに景観形成の方針を定める。

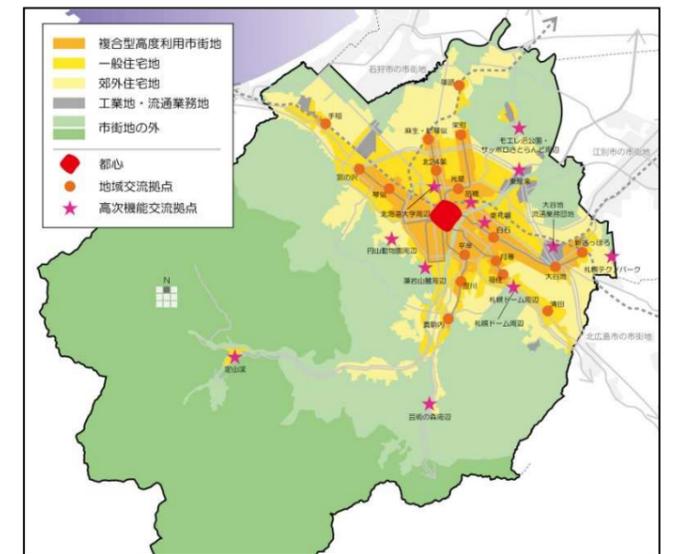


方針の構成

4-2 特定の地区の特性を踏まえた景観形成の方針

…<地域的視点からの方針>

- 景観計画重点区域における景観形成の方針**
 - 景観計画重点区域の方針は、4-1 で定めた方針に加えて適用する。
 - 景観計画重点区域：都心4地区(大通、駅前通北街区、駅南口、駅北口)
 - 区域・方針等は現行どおり
- (仮称)景観まちづくり推進区域等における景観形成の方針**
 - (仮称)景観まちづくり推進区域(5-3 参照)などの方針は、4-1 で定めた方針に加えて適用する。



市街地等の区分

5-1 届出・協議による景観誘導

(1) 現状と課題

① 現状 【届出】

大規模な建築物の建築など届出対象となる行為を行う場合、工事着手 30 日前までの届出等により、基準への適合を誘導

- **届出対象行為**：以下の新築、増改築、外観の過半にわたる色彩の変更等
景観計画区域（全市域）
 - ・大規模な建築物（延べ面積 10,000 m²超、高度地区の制限に応じて高さ 15~31m 超の建築物等）
 - ・工作物（高さ 31m 超の鉄柱、延長 50m 超の橋りょう等）
- 景観計画重点区域（都心 4 地区）
 - ・規模に関わらず届出が必要

● 届出実績（H26 年度）

- ・総数：156 件（内訳概要：共同住宅の新築が約半数、その他は鉄柱の新設や橋りょうの塗り替え、学校の増築等）

② 課題

- ・景観形成上重要な施設の場合でも、届出の期日が一律に定められており、また、届出者と市の二者の視点による協議に留まっている
- ・届出対象ではないものでも景観に大きく影響を与える場合がある など

【協議】

外壁等の色彩
（札幌の景観色 70 色への適合）



街並みとの連続感など
（低層部の軒高・敷地際のしつらえ等）



(2) 取組の基本的考え方

- ・全市的な秩序と調和を保つため、景観施策の根幹である届出・協議を今後も適切に運用していく必要があるが、これからは、積極的に地域の魅力を高める観点から効果的に協議を行うことが重要
- ・そのため、景観誘導の重要性に応じて届出対象や協議手法等を見直し、運用していく。

(3) 主な取組 ・ (4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 景観上優れたものへの誘導方策の充実

ア 専門家の関与による協議制度

（（仮称）景観ブレ・アドバイス）の導入

協議対象

- 【建築物】（届出対象となる建築物の新築で以下のいずれかに該当するもの）
- 地域地区や地区計画の区域（新たに定めるものに限る）内において、容積率や高さに関する緩和を行うもの
 - 都心：高さ 60m 超かつ延べ面積 10,000 m²超（※景観計画重点区域にあっては「または」）
 - 拠点：延べ面積 10,000 m²超
 - 景観重要建造物等に面するもので届出を要するもの
- 【工作物】
- 高さ 100m を超えるもの（橋りょう、擁壁を除く）の新設、色彩変更等
 - 橋長 100m を超える橋りょう（河川に架かるものに限る）の新設、掛け替え

体制

- ・都市景観審議会のもとに専門家からなる部会を設置

実施時期・回数

- ・a に該当する場合：原則 2 回（構想段階・実施設計段階）
- ・b~f に該当する場合：原則 1 回（実施設計段階） など

イ 届出・協議に活用できる資料等の充実

ウ 市有建築物等に係る協議等の充実

② 届出対象の見直し

ア 届出対象の追加（○）・除外（●）

【建築物】

- 全市
- 壁長を要件に追加（50m 超（高さ 10m 超に限る））
 - 届出済み建築物の一定範囲内での増築を除外

都心及び拠点

- 都市機能誘導区域内での延べ面積要件を引き下げ（5,000 m²超）

主に郊外部

- 新設された 18m 高度地区における高さ要件の設定（15m 超）

【工作物】

- 築造面積を要件に追加（2,000 m²超） など

5-2 景観資源の保全・活用

(1) 現状と課題

① 現状

- ・景観を特色付けている自然、建築物、工作物、生活習慣などは良好な景観を形成するための大切な資源（景観資源）

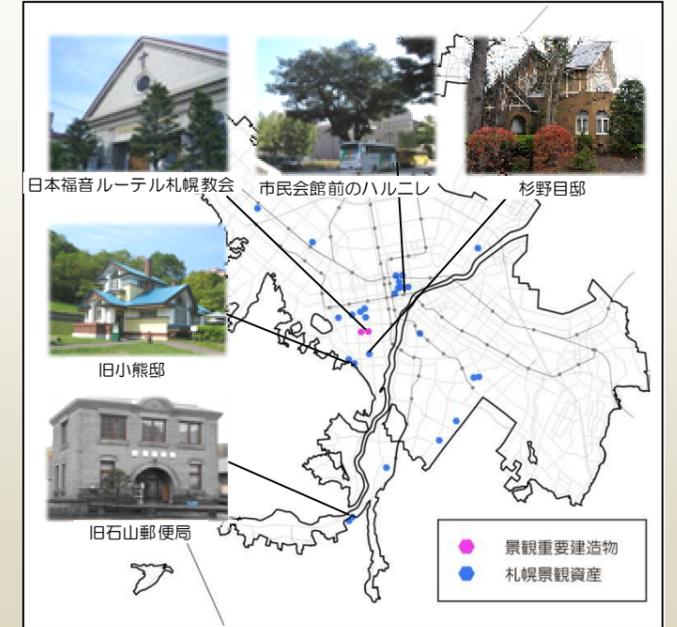
- ・景観形成上価値がある建造物等について、「景観重要建造物(法)」・「札幌景観資産(条例)」に指定するとともに、助成制度等を運用

● 指定状況（H27.12 現在）

- ・景観重要建造物：2 件
- ・札幌景観資産：26 件（うち樹木 1 件）

② 課題

- ・歴史的価値に着目した指定に限定されている
- ・現行の制度は外観の維持・保全を重視した助成のため他の用途への転用も含めて利活用の可能性が広がらないことから、歴史的建築物等の滅失を防ぐことは難しい など



景観重要建造物等の指定状況

(2) 取組の基本的考え方

- ・成熟した都市において景観をより魅力的なものとするため、景観資源をこれまで以上に尊重
- ・そのため、これからは景観上の価値のとらえ方を拡大し、景観資源を積極的に保全・活用していく。

(3) 主な取組 ・ (4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 景観資源の指定等に関する体系の再整理

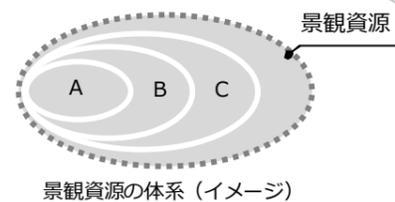
ア 景観上の価値のとらえ方の拡大

（歴史的価値だけではない広い視点で整理）

- イ 新たな視点を加えた景観資源の調査
- ウ 調査結果を踏まえた景観資源の位置付け

- A 景観重要建造物等
- B 札幌景観資産

C（仮称）活用促進資源



<趣旨・目的>

- ・市民等に広く周知することに主眼を置いてゆるやかに位置付ける制度（新たに掘りおこし、位置付け）

<位置付け・周知の方法>

- ・市はこれまでの景観資源の調査結果や、市民からの意見等を踏まえ、幅広く位置付けの対象を検討する。
- ・同意が得られたものについては、ホームページ等で幅広く周知・公表する。

<位置付けた資源の活用>

- ・届出・協議や景観まちづくりにあたって参考にする。

② 景観資源の保全への多様な支援

- ア 景観重要建造物等の活用への柔軟な助成
- イ 専門家の関与による景観重要建造物等の計画的な修繕の促進
- ウ 関連分野と連携した景観資源の活用の促進策の検討

③ 多様な主体による景観資源の共有

- ア 保全・活用を促す多様な情報発信
- イ 市民や事業者等の多様な関与の促進

5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

(1) 現状と課題

① 現状

平成 22 年 3 月：札幌市都市景観審議会提言「今後の景観行政のあり方について」
 ・これからの都市景観行政は、地域活動の支援、まちづくりの意識の醸成を図るなど、新たな展開が必要であり、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要がある。

【提言後の主な取組】

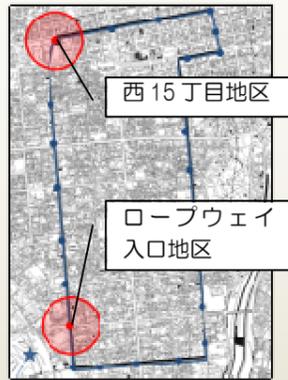
・平成 21 年～平成 23 年：札幌駅前通北街区地区 景観計画重点区域の見直し
 ・平成 25 年～：路面電車のループ化をきっかけに「ロープウェイ入口」「西 15 丁目」電停周辺をモデル地区とし、地域住民等と協働で、魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取組

【ロープウェイ入口地区の取組状況】

・これまでワークショップを 6 回開催
 ・意見交換で多くの景観まちづくりの「取組のアイデア」が出された。
 ・今後、引き続き指針の作成とそれに基づく活動等の検討を進める。

② 課題

・既成市街地で景観に関するルールを策定する場合、地域住民等の関わりが不可欠
 ・地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組を始めた段階のため、策定した指針を制度としてどう位置付けるかが不明確 など



モデル地区位置図



ワークショップの様子

(2) 取組の基本的考え方

- ・地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創出していくことが重要
- ・そのため、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を推進していく。

(3) 主な取組 ・(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開

- ア モデル地区の取組の推進と他の地区への展開
- イ 取組事例等の情報発信
- ウ 景観計画重点区域等の指定の検討
- エ 景観計画重点区域の見直し検討
- オ 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立

ア (仮称) 景観まちづくり指針等の制度化

＜景観まちづくり指針に定める事項＞
 ・対象区域（景観まちづくり推進区域）、目標・方針、基準、届出対象、活動 など
 ＜届出・協議との連動＞
 ・事業者等は指針に定められた届出対象に該当した場合、市に届出し基準等を踏まえ協議
 ＜地域住民による取組等＞
 ・地域住民等が主体となり、指針に定められた活動を推進
 ・届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方を検討 など



景観まちづくりの展開（イメージ）

イ 助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討

5-4 景観形成に関する普及啓発

(1) 現状と課題

① 現状

- 市民主体の景観資源の選出等（H24～） など
 - ・札幌市都市景観賞を昭和 58 年から平成 21 年まで隔年で開催
 全 14 回開催（表彰件数：建築物等 47 件、公園・緑地等 20 件、市民参加・イベント等 14 件）



より効果的な普及啓発を目指し、検討

＜市民（運営委員会）による主体的な取組を試行的に展開＞
 ・市民によるより良い景観の掘りおこしと発信（市民の個人的に好きな景色等を募集）
 ⇒ 人気投票（景観総選挙（上位 48 件選出））⇒ 景観まちづくりカードゲーム（景カード）の作成・活用
 ・多様なイベントの実施（まち歩きイベント、トークフォーラムなどを実施）

② 課題

- ・取組の計画上の位置付けや個別の取組相互の関係性が明確でない
- ・良好な景観形成に資する取組や事業等を認め、周知する仕組みが必要 など

(2) 取組の基本的考え方

- ・良好な景観の形成に向けた取組を促し広げていくためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取組を促進することが重要
- ・そのため、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開していく。

(3) 主な取組

① 景観に関する教育と体験の機会の提供

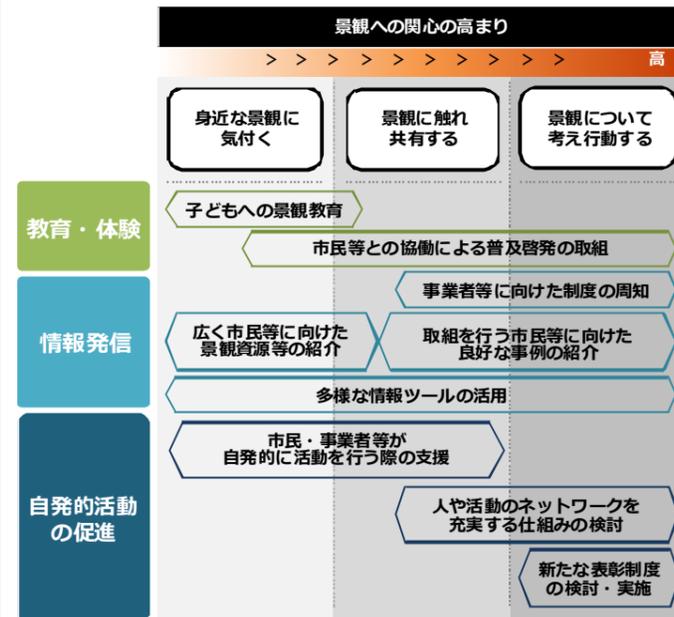
- ア 子どもへの景観教育
- イ 市民等との協働による普及啓発の取組

② 多様で効果的な情報発信

- ア わかりやすく多様な情報発信（制度・景観資源・取組事例等）
- イ 多様な情報ツールの活用

③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

- ア 市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援
- イ 人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討
- ウ 新たな表彰制度の検討・実施

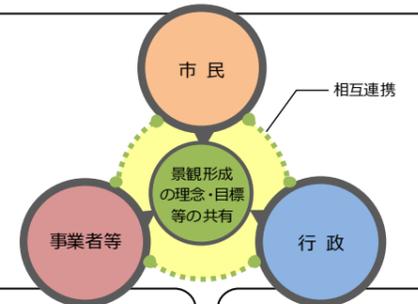


第6章 計画の推進にあたって

6-1 計画の推進体制

市民に期待される役割

- ・景観に関心を持つ
- ・所有する建物や自らの活動が景観の一部を形成することを意識して必要な改善行動をとる
- ・良好な景観形成に資する市民活動に参加する
- ・良好な景観形成に資する取組を主体的に行う



事業者等に期待される役割

- ・良好な景観形成に資する市民活動を支援する
- ・良好な景観形成に資する社会貢献活動を主体的に行う など

行政の役割

- ・市民、事業者等の活動や相互の連携を支援・調整する
- ・良好な景観形成に関わる多様な分野と連携するなど

6-2 計画の進行管理

- ① PDCA による進行管理
- ② 活動指標及び成果指標による進行管理